

困難さを抱える多様な学生の理解と合理的配慮

～ 合理的配慮提供の法的義務化を踏まえた臨地実習指導 ～

熊本保健科学大学 客員教授 嶋田かをる

我が国では、平成 19 年(2007 年) 国連の『障害者の権利に関する条約』に署名後、平成 23 年(2011 年)『障害者基本法』の改正が行われました。その後、平成 28 年(2016 年)には、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』いわゆる『障害者差別解消法』が施行され、障害者に対する“不当な差別的取扱いの禁止”と“合理的配慮の提供”が示されました。

この二つの方策に関して、事業者別に課せられた義務を確認しますと、国・地方公共団体等では“不当な差別的取扱い”は禁止であり、“合理的配慮の提供”は法的義務となっています。一方、民間事業者においては“不当な差別的取扱い”は禁止ですが、“合理的配慮の提供”は努力義務にとどまっていた。

しかし、令和 3 年(2021 年)6 月 4 日に公布された『改正 障害者差別解消法』により、民間事業者(全ての高等教育機関)においても“合理的配慮の提供”が義務化され、その提供施行日は公布の日から起算して 3 年を越えない範囲内において政令で定める日と記されました。

今回、“障害とは何か”“合理的配慮とは何か”を確認・整理したのち、困難さを抱える多様な学生を理解して頂き、臨地実習における“合理的配慮の提供”について、実習指導者となられる皆さま方と共に考えてみたいと思います。

参考資料

- ・障がいのある学生の修学支援に関する検討会,第一次まとめ.文部科学省,2010.
- ・障害のある学生の修学支援に関する検討会,第二次まとめ.文部科学省,2017.
- ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」,独立行政法人日本学生支援機構,東京,2014.
- ・「令和2年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」:独立行政法人日本学生支援機構,2021.
- ・「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 ウェブコラム総集編」,独立行政法人日本学生支援機構,東京,2021.
- ・東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォームホームページ:<https://phed.jp/> (2022 年 5 月 1 日アクセス)
- ・京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォームホームページ:
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/> (2022 年 5 月 1 日アクセス)
- ・高橋知音:「発達障害のある大学生への支援」,金子書房,東京,2016.
- ・西村優紀美:「発達障害のある生徒・学生へのコミュニケーション支援の実際」,金子書房,東京,2021.
- ・「発達障害の特性がみられる学生への理解と支援」,看護教育 59(10),医学書院,東京,2018.